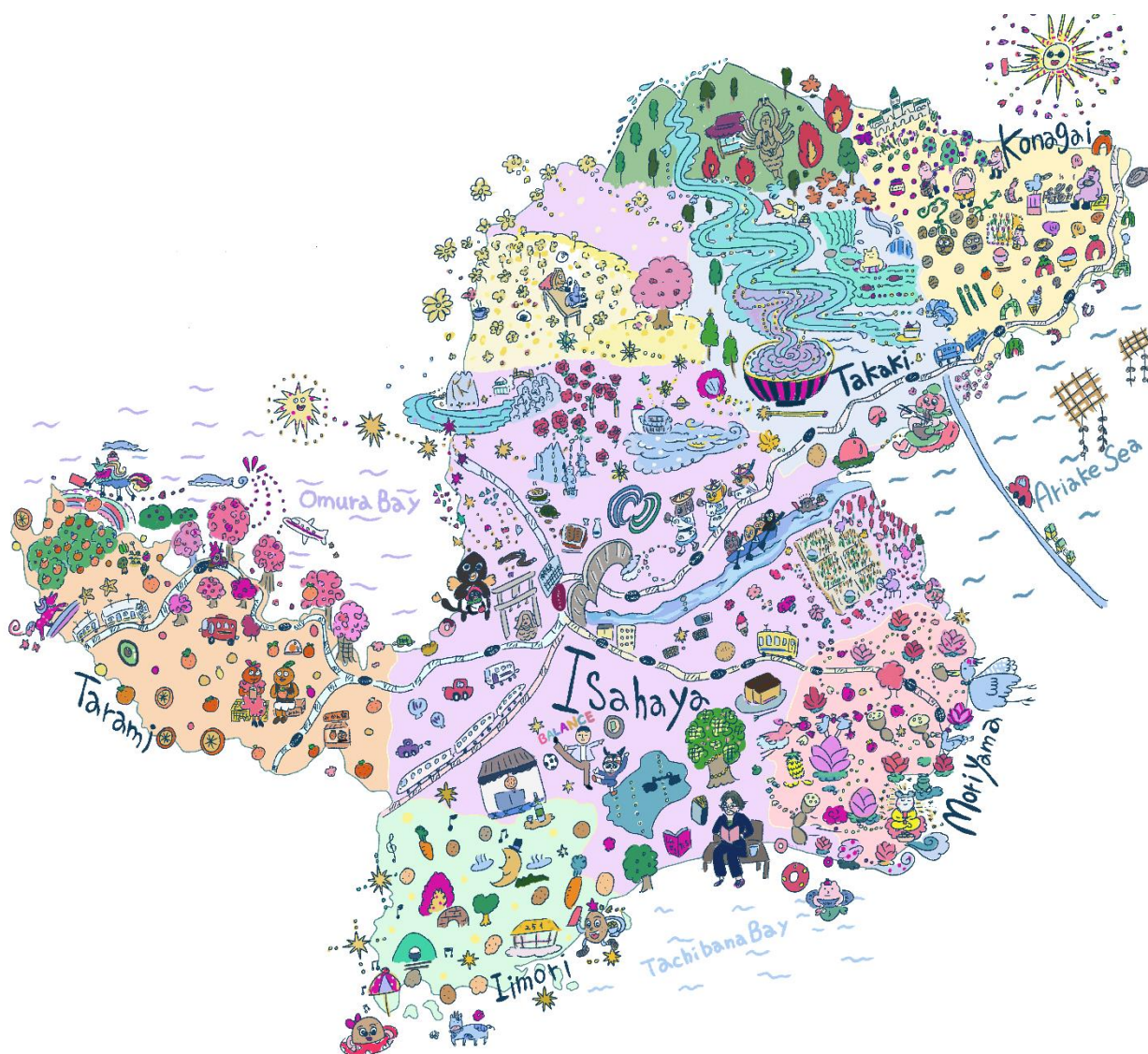


募 集 要 項



諫 早 市
地域おこし協力隊

諫早市について

諫早市は、長崎県のほぼ中央部に位置し、東は有明海、西は大村湾、南は橘湾と3つの海に囲まれ、多良岳や本明川など自然豊かな地域です。人口は約13万人で、気候は一年を通して温暖で冬の積雪も少なく、豊かな自然と利便性に富む交通アクセスなど、都市と自然のバランスのとれた暮らしができるまちです。

現在6名の隊員が、様々な分野で活動を行っています。

今回新たに、地域住民や地域団体等と協働して地域活性化の推進に取り組んでいただく4名の地域おこし協力隊員を募集します。

1. 活動地域／募集人数

- (1) 諫早地域(旧諫早市)／1名（いさはや魅力創出コーディネーター）
- (2) 多良見地域／1名（たらみ魅力創出コーディネーター）
- (3) 小長井地域／1名（こながい魅力創出コーディネーター）
- (4) 小長井地域(山茶花高原ピクニックパーク・ハーブ園)／1名（山茶花高原ピクニックパーク・ハーブ園活性化マネージャー）

※希望する活動を選択してください。なお、第1希望に加えて第2希望まで選択することができます。

2. 勤務場所

- (1) 移住定住推進課に在籍し、諫早地域で活動していただきます。
- (2) 多良見支所地域総務課に在籍し、多良見地域で活動していただきます。
- (3) 小長井支所地域総務課に在籍し、小長井地域で活動していただきます。
- (4) 小長井支所地域総務課に在籍し、「山茶花高原ピクニックパーク・ハーブ園」を中心に小長井地域で活動していただきます。

3. 活動内容

隊員は、地域おこし協力隊として、主に次の業務に従事していただきます。

- (1) 諫早地域
 - ① 本市の全隊員の活動を総合的にアピールするための様々なコーディネートを行う活動
 - ② 諫早地域の魅力創出、魅力発信及び地域資源の有効活用が図られる活動
 - ③ 上記①・②に応募者自身のスキル、経験及びアイデアを加え、更なる地域活性化につなげる活動
- (2) 多良見地域
 - ① 多良見地域の魅力創出及び魅力発信が図られる活動
 - ② 多良見地域の地域資源の有効活用が図られる活動
 - ③ 上記①・②に応募者自身のスキル、経験及びアイデアを加え、更なる地域活性化につなげる活動
- (3) 小長井地域
 - ① 小長井地域の魅力創出及び魅力発信が図られる活動
 - ② 小長井地域の地域資源の有効活用が図られる活動
 - ③ 上記①・②に応募者自身のスキル、経験及びアイデアを加え、更なる地域活性化につなげる活動

(4) 小長井地域(山茶花高原ピクニックパーク・ハーブ園)

- ① 山茶花高原ピクニックパーク・ハーブ園の活用による地域の活性化が図られる活動
- ② 小長井地域の魅力創出、魅力発信及び地域資源の有効活用が図られる活動
- ③ 上記①・②に応募者自身のスキル、経験及びアイデアを加え、更なる地域活性化につなげる活動

【活動の参考例】

地域資源(観光資源、特産品等)の掘り起こし、商品開発・販路拡大支援、SNS や動画等を活用した情報発信、空き家や空き店舗の利活用推進、ブルーツーリズムやグリーンツーリズム事業の実施、体験プログラムの企画・実施、関係人口創出につながる取り組み、移住定住の支援(移住希望者からの相談対応や移住希望者への暮らしの提案など)、地域や事業者をつなぐコーディネート業務、文化・教育振興、商店街再生、事業承継支援、地域住民の支援、地域トータルデザインの構築、地域ワークショップの企画・開催など。

※市内各地域との連携や他の隊員とのコラボレーション企画の実施など、活動地域を含めた市全体への相乗効果が図られる取組について、積極的に取り組んでいただくことを期待しています。

4. 応募要件

下記の条件を全て満たす方に限ります。

- (1) 任用日現在で、年齢が満20歳以上の方
- (2) 3大都市圏などの都市地域等に居住し、採用後、諫早市に住民票を異動し、居住できる方
※自身の居住地が該当するかどうか不明な方は、お問い合わせください。
※地域おこし協力隊として2年以上活動し、退任から1年以内の方は現在の居住地に限らず対象となります。
- (3) 地域活性化に理解と熱意があり、積極的に地域に入り込み地域住民とともに活動ができる方
- (4) 心身ともに健康で、誠実に職務が遂行できる方
- (5) パソコンの基本操作(インターネット、メール、ワード、エクセル等)ができる方
- (6) 普通自動車運転免許証を有している方(AT限定可)
- (7) 任期終了後も諫早市に定住し、就業・起業する意欲のある方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

5. 勤務日及び勤務時間

- (1) 勤務日は、原則として週4日・週30時間とします。
- (2) 勤務時間は、原則として8時30分～17時00分(うち休憩時間1時間)とします。
- (3) 休日等に勤務する場合は、休日の振替等により調整を行います。(時間外勤務手当は原則無し)

6. 任用形態・期間

- (1) 身分:会計年度任用職員(パートタイム) ※市との雇用関係あり
- (2) 任用期間:令和7年度の任用日(令和7年10月1日予定)から令和8年3月31日まで
※任用開始日は可能な限り相談に応じます。
※年度単位で任用を行い、任用期間は最長で3年間となります。
※隊員としてふさわしくないと判断した場合には、任用期間中であってもその任用を取り消すことがあります。

7. 報酬等

- (1)月 額 227,100 円
- (2)期末手当 2.5月分(6月:1.25 月分/12月:1.25 月分)
- (3)勤勉手当 2.1月分(6月:1.05 月分/12月:1.05 月分)
- (4)通勤に係る費用 市の規定により支給します。

※期末・勤勉手当について、1年目の12月支給分は、在職期間に応じて支給します。
※月額報酬や期末・勤勉手当の支給月数は、人事院勧告に基づき改定される場合があります。

8. 待遇・福利厚生

- (1)社会保険等(共済組合・厚生年金・雇用保険)に加入します。
- (2)年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇(夏季休暇、産前産後、育児参加等)は市の規定により付与します。
- (3)月額最大1万5千円の家賃補助があります。
- (4)業務で使用する車は市が準備します。活動以外での使用はできませんので、日常生活における移動手段として、自家用車等の持ち込みをお勧めします。
- (5)活動に必要な経費や研修への参加に係る旅費・負担金等は、予算の範囲内で市が負担します。
- (6)転居に要する費用や住居に係る生活用品、光熱水費等の生活費等は個人負担となります。
- (7)将来の自立に向けた副業は、業務に支障がなければ可能とします。
- (8)起業・事業承継をお考えの方には、起業支援金(1人/100万円)の制度があります。

9. 応募方法

募集要項をご確認の上、下記の書類をご提出ください。

<提出書類>

- (1)応募用紙
- (2)住民票の抄本(発行から3か月以内のもの)
- (3)自動車運転免許証の写し

<応募方法>

「電子申請」「郵送」「窓口にて直接手渡し」いずれかによりご応募ください。

■電子申請(リンクは市HPをご確認ください)

■郵送先

〒854-8601 長崎県諫早市東小路町 7-1

諫早市地域政策部 移住定住推進課 宛

*他の郵送物に紛れないよう、「地域おこし協力隊応募用紙在中」の文言を添えてご郵送ください。

*ご提出いただいた書類は返却いたしません。

10. 応募書類締切期日

令和7年6月20日(金)まで(当日必着)

11. 選考方法

(1)第1次選考「書類選考」

- ・応募書類を基に、書類選考による第1次選考を実施します。
- ・選考結果は、応募者全員に文書にて通知します。(6月下旬予定)

(2)第2次選考「面接試験」

- ・第1次選考の合格者を対象に、面接試験を実施します。
- ・日時や場所等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。(7月中旬予定)

(3)最終選考結果の通知

合否については、第2次選考参加者全員に文書にて通知します。(7月下旬予定)

(4)その他

- ・選考経過及び結果等に関するお問い合わせにはお答えできません。
- ・応募にかかる経費(郵送料・交通費等)については、応募者負担となります。
- ・選考の流れや手法等については変更される可能性がありますのでご了承ください。

12. その他

(1)本要項の記載事項で不明な点、記載のない事項で確認したい点等ありましたら担当までご連絡ください。

(2)応募にあたり、オンラインでの個別説明や現地を確認してみたいなどのご希望がある場合は遠慮なく担当までご連絡ください。

(3) 宿泊費の一部を補助する制度がありますので、面接や現地確認等で来られる場合はご利用ください。

(参考)いさはや暮らし体験宿泊費補助金

<https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/site/i-iju/10626.html>

13. 問い合わせ・応募先

〒854-8601

長崎県諫早市東小路町7番1号

諫早市地域政策部 移住定住推進課

TEL:0957-46-3813(直通) FAX:0957-22-2579

E-mail:iju_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp